



地域安全ニュース

令和2年4月 No.10



住宅に対する 侵入窃盗や強盗に注意!!

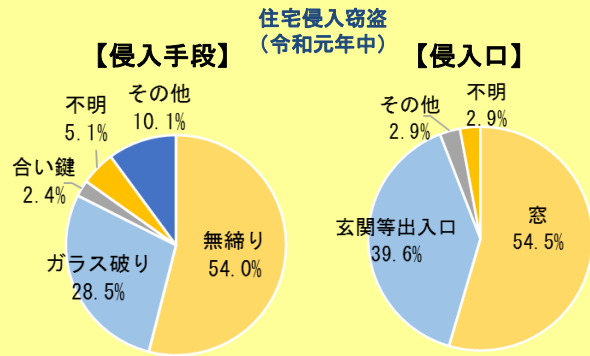


令和元年中、京都府内における住宅侵入窃盗（空き巣、忍込み、居空き）の被害認知件数のうち、空き巣は減少しているものの、**家人在宅中に被害に遭う忍込みや居空きは増加**しています。住宅侵入窃盗では、**半数以上が鍵のかかっていない箇所から侵入され被害に遭っています。**

また、本年に入り、**住宅に対する強盗事件が昨年1年間の被害（4件）を上回る勢いで発生**しており、無締りの出入口から侵入されたり、訪問に対応した家人が殴られるなど負傷者も出ています。

ゴールデンウィークなどの大型連休は、例年、その前後を含めて帰省や旅行などで家を空ける機会が増えるため、空き巣などの侵入窃盗の被害が増加する傾向にありますが、本年は新型コロナウイルス感染症の影響で、連休前から自宅でテレワークされる方や連休中も外出を控え自宅で過ごす方が多いと予想されます。しかし、**在宅中でも無締りの箇所を狙って窃盗犯は侵入**してきますし、万が一、家人と鉢合わせした場合、凶器を示して金品を要求するなど**強盗に転じる**おそれもあります。在宅中でも、玄関や窓は確実に施錠し、被害に遭わないための対策に努めましょう。

	令和元年中		
	認知件数	前年比	
住宅侵入窃盗	376	▲ 46	▲10.9%
空き巣	246	▲ 61	▲19.9%
忍込み	100	9	9.9%
居空き	30	6	25.0%



※ 半数以上が「無締り」(鍵のかかっていない箇所からの侵入) ※ 半数以上が「窓」から侵入



【空き巣】
家人等が不在の住宅内に侵入し、金品を盗むもの。



【忍込み】
夜間家人等の就寝時に住宅内に侵入し、金品を盗むもの。



【居空き】
家人等が在宅し、昼寝、食事等をしているときに住宅内に侵入し、金品を盗むもの。



在宅中でも

～被害に遭わないために～

- 玄関（勝手口）や窓には、必ず鍵をかける！（補助錠を取り付けると防犯効果があります。）
- 置きカギ（郵便受けや植木鉢の下、メーターボックス内などにカギを隠すこと）をしない！
- 防犯カメラやセンサーライトなどの防犯機器を活用する！
- 知らない人の来訪時は不用意に扉を開けない！
- 不審者（車）を見かけたら、110番通報する！



京都府警察本部 生活安全企画課 犯罪抑止対策室
075 - 451 - 9111

